紀希綜合法律事務所
弁護士報酬基準

第1章　総則

（事案等の個数等）

第 1 条　弁護士報酬は、1 件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事案等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって、1 件とします。ただし、引き続き上訴審を受任したときの報酬金については、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けます。

2　裁判外の事案等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。

（弁護士の報酬請求権）

第 2 条　次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して 1 件あたりの執務量が軽減されるときは、依頼者との協議により弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することがあります。

一　依頼者から複数の事案等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

二　複数の依頼者から同一の機会に同種の事案等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。

2　1 件の事案等を当事務所外の弁護士と共同して受任したときは、次の各号の一に該当するときに限り、当事務所及び当事務所外の弁護士は、依頼者に対し、それぞれ弁護士報酬を請求することがあります。

一　当事務所所外の弁護士による受任が依頼者の意思に基づくとき。

二　当事務所所外の弁護士との共同受任によらなければ依頼の目的を達成することが困難であり、かつその事情を依頼者が認めたとき。

（委任契約書の締結）

第 3 条　事案等を受任したときは、依頼者と協議の上、弁護士報酬に関する事項を含む委任契約書を締結します。ただし、委任契約書を締結することに困難な事由があるときは、その事由が止んだ後、これを締結します。

2　前項の規定にかかわらず、弁護士が受任した事案等が、法律相談、簡易な書面の作成、顧問契約等継続的な契約に基づくものであるときその他委任契約書を締結しないことに合理的な理由があるときは、委任契約書を締結しないことがあります。

3　委任契約書には、受任する事案等の表示、受任の範囲、弁護士報酬の種類、

金額、算定方法及び支払時期その他必要な事項を記載します。

（弁護士報酬の減免・増減、中間金等）

第 4 条　依頼者に特別の事情があるときは、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額することがあります。

2　事案等の処理に長期間を要する場合等、依頼者との協議のうえ、委任事務処理の中間段階において中間金を受けることがあります。

（弁護士報酬の特則による増額）

第 5 条　依頼を受けた事案等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することがあります。

（消費税に相当する額）

第 6 条　この基準の定めは、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき、弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含まず、消費税を合算した額を弁護士報酬請求額とします。

第 2 章　着手金及び報酬金

（民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）

第 7 条　本章の着手金及び報酬金については、この基準に特に定めのない限り、着手金は事案等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保した経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

2　前項の経済的利益の額は別紙 1 に従い算定します。

（経済的利益算定の特則）

第 8 条　別紙 1 に従い算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで減額します。

2　別紙 1 に従い算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することがあります。

一　請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

二　紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、算定された経済的利

益の額に比して明らかに大きいとき。

（経済的利益―算定不能な場合）

第 9 条　別紙 1 により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を案件の規模・性質等に応じて経済的利益の額を協議の上定めることとします。

（民事事件の着手金及び報酬金）

第 10 条　訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件等の民事案件の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、我が国のインフレ率等も考慮し、それぞれ次のとおり算定します（税別途)。ただし、着手金の最低金額は、50 万円（税別途）とします。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の部分	9%	18%
300 万円を超え 3,000 万円以下の部分	6%	12%
3,000 万円を超え 3 億円以下の部分	4%	8%
3 億円を超える部分	3%	6%

2　前項の着手金及び報酬金は、事件の内容等により、30%の範囲内で増減額することがあります。

3　民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件等を受任するときは、前二項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。

（調停事件及び示談交渉事件）

第 11 条　調停事件及び示談交渉（裁判外の和解交渉をいう。以下同じ。）事件の着手金及び報酬金は、この基準に特に定めのない限り、それぞれ前条第 1 項及び第 2 項又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の各規定を準用します。ただし、それぞれの規定により算定された額の 3 分の 2 に減額することがあります。

2　示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条第 1 項及び第 2 項又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の各規定により算定された額の 2 分の 1 とします。

3　示談交渉事件又は調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、前条第 1 項及び第 2 項又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の各規定により算定された額の 2 分の 1 とします。

（手形、小切手訴訟事件）

第 12 条　手形、小切手訴訟事件の着手金及び報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します（税別途）。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300 万円以下の部分	4.4％	8.8％
300 万円を超え 3,000 万円以下の部分	2.2％	5.5％
3,000 万円を超え 3 億円以下の部分	1.1％	3.3％
3 億円を超える部分	1.1％	2.2％

2　前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30％の範囲内で増減額することができます。

3　手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第 10 条の規定により算定された額と前二項により算定された額との差額とし、その報酬金は、第 10 条の規定を準用します。

（保全命令申立事案等）

第 13 条　仮差押及び仮処分等の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第 10 条の規定により算定された額の 3 分の 2 とします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額と同額とします。

2　前項の事件が重大又は複雑であるときは、第 10 条の規定により算定された額の 2 分の 1 の報酬金を受けることがあります。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額と同額の報酬金を受けることがあります。

3　第 1 項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第 10 条の規定に準じて報酬金を受けることがあります。

4　保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることがあります。

5　第 1 項の着手金及び第 2 項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることがあります。

第 3 章　定額制報酬金

（定額制報酬金）

第 14 条　一定の範囲の事務処理について、その委任事務処理の範囲、経済的利益、事案の難易、事案の緊急性、事務処理に要する時間・労力、成功した場合の経済的利益等を勘案し、一定額の報酬金を合意して当該事務処理を受

任することがあります。
2　定額制報酬金により事案を受任する場合、依頼者と協議のうえ、報酬金額、支払時期・方法等を決定します。

第4章　時間制

（時間制）
第15条　依頼者との協議により、受任する事案等に関し、第2章ないし第3章の規定によらないで、又はこれらの規定と共に、1時間あたりの委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含む。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることがあります。
2　前項の単価は、各弁護士の経験、専門性、当該事案の緊急性、特殊性等の個別事情に応じて所定の時間単価を基準に決定します。ただし、最低の時間単価は1時間当たり5万円（税別途）とします。
3　時間制により弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることがあります。

第5章　出張に関する日当

（日当）
第16条　出張に関する日当は、次のとおりとします。
一　半日（往復2時間を超え4時間まで）　4.4万円以上
二　1日（往復4時間を超える場合）　8.8万円以上
2　第4章の規定による時間制報酬により請求する場合に、出張に関する移動時間を請求する場合には、本条の日当の請求は致しません。

第6章　実費等

（実費等の負担）
第17条　依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、翻訳、パラリーガル等の専門職・補助職等の費用、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めることがあります。
2　概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることがあります。

（交通機関の利用）

第 18 条　出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用します。

第 7 章　委任契約の清算

（委任契約の中途終了）

第 19 条　委任契約に基づく事案等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、中途で終了したときは、依頼者と協議のうえ、第 2 章、第 3 章の方式により弁護士報酬を定めている場合には委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部若しくは一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求し、第 4 章の方式による弁護士報酬を定めている場合には、既に使用した時間に相当する報酬のみお支払いいただけます。

2　前項において、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があることが明らかなときは、受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているとき、もしくは、業務処理に多くの時間を使用しているときには、その全部又は一部を返還しないことがあります。

3　第 1 項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士報酬の全部を請求することがあります。

（事案等処理の中止等）

第 20 条　依頼者が、請求後、着手金等の報酬、又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、事案等に着手せず又はその処理を中止することがあります。

2　前項の場合には、あらかじめ依頼者にその旨を通知します。

（弁護士報酬の相殺等）

第 21 条　依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事案等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないことがあります。

2　前項の場合には、すみやかに依頼者にその旨を通知します。

附　則

この弁護士報酬基準は、2025 年（令和 7 年）5 月 1 日以降受任する事案等に適用されるものです。

別紙１

経済的利益の算定方法

経済的利益の額は、この基準に特に定めのない限り、次のとおり算定します。

一　金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含む。）

二　将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額

三　継続的給付債権は、債権総額の 10 分の 7 の額。ただし、期間不定のものは、7 年分の額

四　賃料増減額請求事件は、増減額分の 7 年分の額

五　所有権は、対象たる物の時価相当額

六　占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の 2 分の 1 の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の 2 分の 1 の額を超えるときは、その権利の時価相当額

七　建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の 3 分の 1 の額を加算した額

八　地役権は、承役地の時価の 2 分の 1 の額

九　担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額

十　不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第 5 号、第 6 号、第 8 号及び前号に準じた額

十一　詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額

十二　共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の 3 分の 1 の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産又は持分の額

十三　遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲及び相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の 3 分の 1 の額

十四　遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額

十五　金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第 1 号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）